

令和5年第2回教育委員会定例会
(1月24日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年1月24日（火）午後2時03分から午後3時53分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

第1号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第2号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第3号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第4号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第5号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第6号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第7号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第8号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 教育施設大規模改修について

(2) 学務課

イ 令和5年度区立小中学校給食食材の支援について

(3) 放課後対策担当

ウ 放課後子供教室の新規実施及び令和6年度放課後対策事業の運営事業者選定について

(4) 教育改革担当

エ 学びのキャンパス台東アクションプランについて

(5) 生涯学習課

オ 台東区生涯学習推進計画について

カ 生涯学習センター地下機械式駐車設備更新工事について

(6) スポーツ振興課

キ 台東区スポーツ振興基本計画について

ク 台東リバーサイドスポーツセンターの陸上競技場大規模改修について

ケ 柳北スポーツプラザプール可動屋根修繕工事について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和5年度教育委員会及び連合校園長会の日程について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時03分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第2回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望される方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続を行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更いたしまして、日程第1、議案審議、第1号議案から第8号議案、日程第2、教育長報告の報告事項庶務課のア及びイから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退室後に聴取したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

1 報告事項

第1号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いいたします。

初めに、第1号議案を議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 第1号議案について、ご説明いたします。初めに、本案は、令和3年の地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございますため、本議案に関連する地方公務員法の改正内容について、改めてご説明いたします。

本件は、令和4年9月6日に開催されました教育委員会における東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取の際にもご説明いたしましたが、新しく委員となられた方もいらっしゃいますので、再度ご説明いたします。なお、区長部局との調整を行ったことにより、規則改正のみ、本委員会にてお諮りするものでございます。

それでは、参考資料の地方公務員法改正の概要をご覧ください。

項番1、定年の段階的引上げについて。現在60歳の定年を2年に1歳ずつ引上げ、65歳までとします。定年の引上げに合わせて、現行の再任用制度は廃止いたしますが、段階的な引上げ期間中は、現行と同様の制度、これを暫定再任用制度として残します。

項番2、役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）を導入します。60歳となった職員は、課長補佐など、管理職監督職以外の職に異動となります。

項番3、定年前再任用短時間勤務制の導入について、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度を設けます。

項番4、60歳に達した職員の給与に関する措置については、当面の間、60歳を超える職員の給料月額が60歳時点の給与月額の7割水準に設定します。なお、管理監督職勤務上限年齢制により降任・降給を伴う異動をした職員の俸給月額は移動前の俸給月額の7割水準となるよう、差額を調整額として支給します。

項番5、この法律は令和5年4月1日から施行いたします。

地方公務員法改正の概要は以上でございます。

次に、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等の一部を改正する条例の改正内容についてでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。先ほどご説明した、地方公務員法の改正に伴い、現行の再任用制度に替わり、定年前再任用制度及び暫定再任用制度が導入されることから、必要な文言等を改正しております。

第1号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 もうこれは決められたことなので、このとおりだとは思うんですけども、地方公務員法改正の概要のところ、例えば管理職が役職定年みたいな形で入る場合に、どのような仕事に就くこととなりますでしょうか。

○指導課長 現在の職より以下ということで希望するので、幼稚園の場合は主幹というのはないので、主任教諭や教諭とか。あと、園長系だったら、場合によって副園長とか、そういうことにもなるのではないかなという事が予想されますが、実はこのあたりも人事委員会のほうで明確にちょっと出ていないので、この辺りの情報をちょっと待たなきゃいけないかなと思うんですが。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

○垣内委員 同じく、定年前再任用短時間勤務制の導入、難しいですね。これなんですけど、これは「することができる制度」になっていますが、基本希望すれば現状では短時間勤務に就けるというような状況になっているんでしょうか。

○指導課長 やはり、定年が順次延長になっていくので、恐らく希望によってということが大きく左右されるという考えでございます。

○垣内委員 柔軟に働くメニューが増えたという理解でよろしいでしょうか。

○指導課長 短時間勤務の職という面では、ちょっと柔軟性が増えたのかと思われまして。

○垣内委員 特に教員の方は、いろいろな理由で働く方も、引き続き過剰な労働をすることがあって、なかなか人が不足しているということも聞いております。こういう柔軟な多様なメニューがあることによって、より充足しやすくなるという期待が持てるということでもないんでしょうか。それとはまた別なんでしょうか。

○指導課長 なかなか主任教諭層でこの60歳に達する事案があまり最近ないので、やはり、園長とか副園長をやられたほうが、いわゆる短時間勤務で教諭、あるいは主任教諭で職にプラスでできるという面では広がってくるのかなという。フルタイムでないということです。

○垣内委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。第1号議案については、原案どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

○佐藤教育長 次に、第2号議案を議題といたします。なお、関連する第3号議案から、第8号議案について、一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第2号議案から第8号議案まで、議案を一括してご説明をさせていただきます。

初めに、第2号議案から第8号議案につきましては、先ほど第1号議案に引き続き、令和3年の地方公務員法の改正に伴い、所用の規則の改正を行うものでございます。そのため、先ほどご説明いたしました参考資料の地方公務員法改正の概要を踏まえて、改正をいたすものでございます。

まず、第2号議案についてでございます。新旧対照表をご覧ください。定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、文言の修正、及び、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の計算方法を定める内容となっております。

続きまして、第3号議案です。新旧対照表をご覧ください。こちら、定年前再任用短時間勤務性が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の管理職の手当の額の計算方法を定めることと共に文言修正、及び扶養となった部分~~を~~削除する内容となっております。

続きまして、第4号議案です、新旧対照表をご覧ください。附則第2項の経過措置について、参考資料にあります、地方公務員法改正の概要の項番2、定年制の導入の(3)例外措置により管理監督職員を続ける職員の管理職手当について、7割とする内容でございます。

続きまして、第5号議案についてでございます。新旧対照表をご覧ください。第5条第1項及び第5項では、欠勤日数等の算出、修学部分休業及び高齢者部分休業の期間を追加すること、また、第4項では、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当における欠勤等日数の算定方法を定める内容でございます。

続きまして、第6号議案です。新旧対照表をご覧ください。定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当における支給割合及び文言の修正をする内容でございます。

続きまして、第7号議案につきまして、新旧対照表をご覧ください。こちらも定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の義務教育等教員特別手当の計算方法を定める内容となっております。

続きまして、第8号議案について、新旧対照表をご覧ください。こちらも定年前再任用短時間勤務制が導入されたことにより、定年前再任用短時間勤務職員の給与調整額の計算方法を定める内容でございます。

全議案の施行日は、令和5年4月1日からとなっております。

議案の説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおり決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。第2号議案から第8号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の報告事項を議題とさせていただきます。

庶務課のア、及びイについて、庶務課長、報告をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、庶務課のア、令和5年度教育委員会及び連合校園長会の日程について、ご説明いたします。資料10をご覧ください。

まず、教育委員会でございます。左の欄になります。こちらのほう、4月から3月までの教育委員会のほうのスケジュールとなっております。

8月22日、真ん中の段でございますが、火曜日、定例会、まだ場所が未定となっております。こちらは、教科書選定を予定しておりまして、場所等決まり次第、また日程及び場所等についてはご報告させていただければというふうに考えてございます。

続きまして、連合町会長、右の欄をご覧ください。4月13日木曜日、全体会、こちらは教育委員会の皆様のご出席となっております。オンラインでございますが、ご挨拶がありますので、よろしく願いいたします。同じく、10月13日金曜日、こちらもオンラインでございますが、教育委員の皆様のご出席をいただき、挨拶をいただく形になってございます。

報告は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、庶務課のアですね。何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 では、続いて、イですね。

○庶務課長 それでは、区長への手紙等に係る教育委員会の対応について、10月から12月分、資料11をご覧ください。10月から12月分で、26件という形でご意見をいただいているところでございます。それでは、簡単にご説明させていただきます。

まず、資料をご覧ください。放課後対策担当取扱分でございます。2件でございます。

件名①、根岸周辺の児童館についてです。要旨です。子供が金曾木小学校に通っている。区内の小学校で放課後子供教室が設けられているが、金曾木小学校にはない。また、根岸周辺には児童館もない。放課後に安全に過ごせる場所として、児童館を開館してほしい。児童館のランドセル来館事業のような取組みが増えてほしいというご意見をいただいております。

件名2、金曾木小学校の放課後子供教室についてです。子供が下谷こどもクラブに通っているが、学年が上がるごとにクラブの利用が難しくなっており、来年度も利用できるか不安である。近隣小学校には放課後子供教室があるが、子供が在籍する金曾木小学校にはない。放課後子供教室がない学校の場合は、こどもクラブの利用審査時に加点してほしい。子供と働く親が安心できるように金曾木小学校で放課後子供教室を始めてほしいというご意見をいただいております。

2ページをご覧ください。指導課取扱分です。16件ございます。

件名3、連合音楽会での感染症拡大予防対策についてです。音楽会では各校、合奏と合唱を行います。幾つかの学校ではマスクの代替として、バンダナやタオルなどで鼻口を覆って演奏などを行っている。布製のマスクや覆いではウイルスの感染拡大予防は期待できず、あまり意味がない。十分に検討はされたのか。連合音楽会は台東区教育委員会が主催であり、感染予防に対する責任は教育委員会にある。このまま音楽会を開催するのか検討してほしいというご意見をいただいております。

件名4、電車通学をしている児童のマナーについて。午後5時前後に上野駅発北千住方面行きの日比谷線に乗る小学生のマナーが悪い。ホームで列ができていのに並ばないで横入りする、車内でうるさい等あまりにもひどい。学校や家庭ではマナーについて何も言わないのか。きちんと乗れないなら、親が交代で見張りをするなど対処してほしいというご意見をいただいております。

件名5、小学校指定の制服の件についてです。最近丈の長い半ズボンの販売が行われると連絡が来たが、必要なのは半ズボンではなくて長ズボンである。中にタイツなどを履いて良いとされているが、なぜ冬服があるのに冬服の丈を長くしないのか。追加でタイツを買う分、経済的な面でも不適である。黒い長ズボンであれば何でも良いとしていただけたほうが、経済的にも、機能的にも格段と良いものがある。我が子は喘息持ちで、寒暖差で咳が出る。学校帰りの校庭で咳き込んで座り込んでしまった。周りの子はタイツを履いていないから、履きたがらない。集団心理を取り払うためにも、制服を無くす方向で考えてほしい。それが難しいようであれば、もう少し機能面を考えた制服にしてほしい。また、公立小学校で制服が必要なのであれば、5万前後かかる制服代を全額支給にしてほしいというご意見でございます。

続きまして件名6、上野中学校長の差別発言についてです。こちらは、次ページ件名7と同じですので、件名6のほうでご説明させていただきます。

件名6、上野中学校長の差別発言についてです。要旨です。先日行われた上野中学校での新入生保護者向け学校説明会において、同校校長が「制服について、LGBTが流行っているようだが、そういう方は別の学校を選ばれたほうが良い」といった趣旨の発言をしたと、複数の参加者から聞いた。これが事実であるならば、LGBT当事者は、同校生徒として相応しくないという、悪質な差別発言であると考えられる。私自身は、説明会に参加していないので、まずはこのような差別発言があったのかどうか、事実確認をしてほしい。また、あったのならば、区教育委員会及び同校校長より、説明会に参加した保護者への弁明、謝罪をしてほしいというご意見でございます。

めくっていただきまして5ページになります。件名8、学校の黙食緩和についてでございます。こちらにつきましては、同内容が件名8から11、件名14、件名16から18につきまして、黙食についてご意見をいただいているところでございます。代表して件名8のほうでご説明させていただきます。

学校の黙食緩和について。ニュースで文科省の黙食緩和の通知を知ったが、我が子の通う学校では、今も給食中は一言でも発すると注意される厳しい黙食が継続している。文科省は黙食を求めていると発言しており、文科大臣も黙食は求めていると国会で答弁し、今回の通知は教育委員会や学校が過剰な対応をしないようにとの趣旨と聞いている。他区では既に保護者宛てに緩和の知らせが届いたそうだが、台東区ではいつ頃になるのか。政府の基本的対処方針でも黙食という言葉が削除され、実質インフル程度の致死率とのことで、国も緩和に舵を切った。国・都が緩和する流れですので、台東区の子供達も取り残されることなく、

早く普通に給食を楽しませてほしいとのご意見です。また、マスクについても台東区は先生から積極的に外しても良いと指導されていないため、登下校でさえ周りの生徒を気にしてマスクを外せていない状況だ。マスク緩和についても通知が含まれているようですので、学校・保護者へも知らせてほしいというご意見をいただいております。

続きまして、6ページでございます。件名12、いじめが起きたときの対策についてです。要旨です。小学校でいじめが続いているようだ。いじめが起きたら、早期に解決できるように、寝屋川市のようなシステムがあればいいと思う。カウンセリングも、いじめた子達へのカウンセリングを重要視したほうがいいと思うというご意見です。

件名13、小中学校でのタブレットの活用についてです。学習用タブレットが導入されて、2年近くたつ。この期間、何度か学校での授業を参観したが、タブレットを活用した授業を一度も見たことがない。子供が持って帰ってきたときに履歴を見たが、導入当初の履歴はあるが、その後はインターネット検索をただけのようだ。このような使い方ならば、パソコン室での使用で十分だ。学習用タブレットが導入された経緯やタブレット活用を通して子供に身に付けさせたいことが何なのかをはっきりと示し、子供が活用する姿を目にする機会を設けてほしいとのご意見をいただいております。

件名15、台東区立松葉小学校の支援学級での発生事象についてです。区立小学校の支援学級の教員が児童への指導のため、給食を食べさせなかったり、密室に数時間閉じ込める体罰を行ったことが保護者の間で周知されている。支援学級の児童に対して、密室に閉じ込める等の目を離す行為を数時間行ったことは、児童の安全面からも許されることではないと考える。そのような指導が再発しないよう対策をしてほしい。また、その教員に対する保護者の対応にも問題を感じている。保護者の中で事態が周知されていることを学校や教育委員会に言わないよう一部の保護者から口止めをされている。体罰の再発防止や児童保護の観点から逸脱しているように思われるというご意見をいただいております。

7ページでございます。生涯学習課取扱分が2件でございます。

件名19、生涯学習センター受付の接遇についてです。要旨です。ピアノの利用等にあたり、電話や受付窓口へ来所したことがあるが、職員の対応が毎回ぶっきらぼうだ。改善してほしいというご意見をいただいております。

件名20です。上野公園内彰義隊のお墓の清掃についてです。上野公園に行ったところ、彰義隊のお墓に雑草が生えて荒れていた。管理者は不明だが、説明板に台東区教育委員会の名前があったので、連絡した。管轄外であれば担当部署へ連絡・対応をしていただきたいとのご意見をいただいております。

8ページです。スポーツ振興課取扱分、3件でございます。

件名21、区内のバスケットゴール屋外練習場についてです。近隣区では屋外の練習用にゴールが設置されている。いつでも利用できる体育館もある。台東区には曜日指定の体育館利用しかなく、子供達は苦勞している。面積の小さい区なので競技としては向いていると思う。ゴール1個でも良いので、そこまで広くなくてもいいが公園練習場があると台東

区でも強い選手が出るのではないかと思う。検討してほしいというご意見です。

件名22、たなかスポーツプラザの片付け及び雨天後の対応についてです。スポーツプラザで、19時から21時の時間帯にテニスをした。翌日も9時からテニスが開催されることを知っていたので、片付けは不要かと受付に確認したところ、例外なく片付けるようにとのことだった。片付けも準備も5分程度のことだが、融通を利かせても良いのではないか。区で運営している施設なのでマニュアルを固くする必要はないのではないかと思う。ネット・ポールを片付けないデメリットは何かあるのか。また、雨の日の後に利用した際に、コートに水溜りが点在していた。水掃きでどかしたが、最後まで残っており、危ない状態でテニスをした。設備の管理業務に水掃きも含めてほしい。さらに、職員についても高圧的で独自のルールがあるような人もいる。改善をしてほしいというご意見をいただきました。

件名23、松山恭助選手についてです。要旨です。先日、フェンシングワールドカップにおいて、松山さんが個人優勝された。小さいときから台東区ではじめ、ここまでになったと聞いている。なぜ台東区で大きく取り上げないのか。ネットにも載っているのに、パレードもなし、東京都に報告もなし。せめて、報奨金等出して大きく取り上げられないのかというご意見です。

最後に中央図書館分、3件です。件名24、図書返却箇所についてです。要旨です。区立図書館で借りた本を区内の駅で返却できるよう、返却ポストを設置してほしい。また、くらまえオレンジ図書館の返却ポストを24時間返却できる位置に変更してほしいというご意見です。

件名25、中央図書館の中央図書館の委託業者についてです。中央図書館の委託業者の対応がひどいと感じる。図書の検索を依頼したが、すぐには見つからず、図書の並びがバラバラになっていることが原因と感じる。また、図書の場所を訪ねたときも、モタモタして探し出せないことがあった。区も委託先に対して、確認や指導を行うべきではないか。

件名26、谷中分室の図書館について。谷中分室の休みが多過ぎる。月の4分の1程度が休みである。これでは利用し難い。トレーニングルームも時間に制限があり、分室全体の利用価値を下げていると感じる。

長くなりましたが、以上でございませう。解答を要するご意見につきましては、記載のとおり回答をしております。

報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○佐藤教育長 庶務課のイについて、何かご質問はございませうでしょうか。

○神田委員 3点お願ひします。一つは、件名8の黙食の緩和についてですけれども、各学校の現状を教へていただきたいのです。また、これから国のほうでもマスクを外してもよいなど対応が変わってくる可能性があります。教育委員会で配慮をするべきところをどのように考えていらっしゃるかをお聞ひしたいです。

2点目は、件名12のいじめが起きたときの対策についてです。寝屋川市のようなシステ

ムということで、これは具体的にどのようなことなのか、教えていただきたいと思います。

件名13のタブレットの活用についてです。全国的にタブレットの活用が大々的に取り上げられておりますので、有効に活用すべきかと思うのですが、学校での取り扱いに差がどうしてあるのでしょうか。現状を教えていただきたいのです。また、子供たちが活用する場という事だと、例えば参観日など保護者にも見せていくという対応もいいのではないかと思います。この3点について、お聞きしたいと思います。

○指導課長 まず、黙食の緩和についてですが、ちょうどこの時期に報道であったような黙食についての文科省のお話が報道で出て、このときに一斉に黙食緩和について手紙をいただきました。学校に確認して、やっぱりちょうど、これはコロナがまたはやっていた時期だったので、それから。小学校6年生、中学校3年生はこれから受験の準備ということもあり、本区では緩和ということは教育委員会としては、黙食ということは言っていませんという事を確認した上で、学校でうまく対応してほしいということをお願いしました。

ただ、学校によっては黙食というのが指導しやすいので、それを明らかに黙食と言っていた学校もあったので、そうではなく、上手に感染状況を見ながら緩和して行って、話している場面と、例えば食べ終わったらマスクをして会話していいんだよとか、そういうような形で柔軟に対応して欲しいということで、それ以降、この黙食の緩和についての苦情等は、一切、今のところはございません。これが1点目でございます。

続いて、いじめが起きたときの対策についてですが、ちょっとこの寝屋川市のシステムというところが、ネット上で見ますと、まず第1段階として、学校教育委員会が教育的アプローチということで教育的指導という一般的なものをした後に、新たなシステムとして、行政的アプローチということで、市役所のほうからいじめの初期段階から被害者・加害者・保護者・教員等に関与するというシステム。さらに、第三段階として、法的アプローチで外部機関で弁護士等を活用してというシステムを入れたというようなのが、寝屋川市のシステムのようにございます。どちらかというところ、この行政的アプローチ、法的アプローチということだと思っておりますが、本区においてもいわゆるいじめの対策委員会、第三者委員会とかというのは、立ち上げるようなシステムにはなっているので、同じような状況かと思っております。このお話いただいた事案が、ちょっとこの中の情報では、本区の状況なのかというのが全く分からない状況でございまして、本区で小学校でいじめが続いているということかどうかは、これは不明ということなので、本区のいじめ対策の状況だけお伝えするような形なんですけど、今回はこれ、返信の要らないやつですので、ちょっとこれが状況がつかめない状況でございまして。

それから、最後、小中学校のタブレットの活用。この内容についても、我々のほうで、小学校の高学年ではないかなというところまではつかめたんですが、やはり校長会でも自主の校長会でもこの情報提供をしたところ、校長先生から意見というか、うちかもというのが全く上がってきているような状況じゃなく、どちらかというところ高学年は結構活用が進んでいるという校長先生たちのお考えなので、改めてちょっと巡回をして、ちょっと活

用とか持ち帰りがされていないところがないかというのを改めて見ていただきたいという事をお願いしたところでごじます。我々も学校訪問をした際に、タブレットの活用状況を聞き取りするという事でやっておりますので、今後新たに進んでいくのではないかなと思っています。

○神田委員 1件目のほうですが、これから区内でもマスクを外すという対応が取られることかと思えます。この件も外す、外さないの両方の考え方があると思うので、なかなか学校の対応は難しいと思えます。その点で配慮することなど、どのようにお考えでしょうか。

○指導課長 マスクについてですが、我々もやっぱりちょっと、国の動向、都の動向を見ていきたいところですが、国の報道ですと、5月頃に方針転換という事で、というところまでは来ているところなんですけど、恐らく、徐々にというか、ガイドラインの在り方をもう撤廃していくような段階に入っていくのではないかなと思います。ただしマスクに関しては、やはり子供が休んだ場合というのはある程度一定のインフルエンザに似たような形にするかというのは、学務課と保健所のほうでどうするかというのを協議して、恐らくインフルエンザと同じようになっていくとなると、学校と学校医さんとの判断になるかどうかというのは、これから協議が進んで行くところです。

ただ、やはり教員が複数かかると授業が成立しないというところがある中で、やはり感染状況を見ながらマスクを、例えばこのクラスで感染が増えたらできるだけマスクをしよう、それで感染が収まったらマスクを外そうみたいな形になっていって、段階的に、収まってきたらマスクを積極的に外すような段階になっていくのではないかなと。これはもう今考えている段階でごじますので、ちょっともう少し国の情報を待ちたいかなと思っています。

○神田委員 ありがとうございます。本当にいろいろな要望が出てきて、学校側も大変だろうと思います。教育委員会で支援をぜひお願いしたいと思えます。

○垣内委員 解答が必要ない案件ということになってはいますが、6ページの件名15ですか。松葉小学校って、はっきり名前が出ていますので、実際どうなのでしょう。もしこういう事が本当にあったとすると、ちょっと大変な、重大な案件ではないかというふうに思われるので、現状をどういうふうに確認されたのかというのを教えていただきたいのと、9ページの、これも解答を要しない案件ですけど、25と26。中央図書館、指定管理だと思いますが、委託業者さんの作業について、活動についてのご不満ですけど、これも実際、どうなっているのか、何か誤解があるのか、それとも事実としてきちんとした司書業務が行われていないのかとかですね。そのあたり、ちょっと確認をしたほうがいいと思いますので、教えていただければという、2点です。

すみません。もう一つ。実は浅草公会堂のコーラスの話なんですけど、今、劇場は非常に換気状況は神経質に確認して、どういうふうに気流が流れるのかとかいうのも検証しているはずなので、相当安全になっているはずなんです。もちろん最初の頃は、海外の事

例でもコーラスで実際にコロナが集団発生して亡くなった方もいるという、非常に悲惨なことがありましたけれども、大分安全になってきていると思うんです。そういったところもぜひ周知していただければと。最後のところはお願いです。

○指導課長 1点目の松葉小の事案でございますが、学校長を通じて調査をさせていただいた結果、体罰に当たるものではなく、ただ、適切ではない対応があったという事が確認できました。

お子さんが、ちょっとある場面でおしっこを漏らしてしまって、それがどうしてかというところで、じっくり話を聞いていたところ、どんどん時間が経過して、本人が話すのを待っていたところ、時間が経過してしまって、本人が食べないという事をお母さんに伝えたととき、もう1回伝え忘れたときがあって、それに対して保護者が疑問に感じた。それで、密室ではなく、できるだけ他の子の目立たないところでいて、ということで、昼食はちゃんとそばに用意して、けども、本人がもう食べたくないのかということで、ずっと待った状況が、帰りの時間まで続いたというような事案でございます。

ただ、やっぱりそういう意味でも、ちゃんと食べるように促すとか、いっしょに食べようとか、そういうような事があってもよかったかなと思っています。

それで、当該教員に学校長が指導をして、再発、及び状況の悪化を防ぐため、二人きりでの指導ではなく、他の教員も見守るような体制を取っているのと、あとはその学級の保護者会を急遽設定して、全体会と、その後にその教員の行為について経緯を説明して、当該教員からも、反省・謝罪ということで、今後についての対応をしたところで、その後は、今学校で状況を見守っている状況で、保護者の方も一定の理解をしたというふうに、こちらのほうは報告を受けています。以上でございます。

○中央図書館長 中央図書館の書架の整理の部分につきましては、現在も開館前とか閉館後、委託事業者のほうで必ず返却を、所定の棚に戻すなど、整理を行っているところでございます。

こちらのご意見をいただいた後ですけれども、委託事業者のほうにはさらに書架を整理するように指導させていただいたところでございますが、やはり、レファレンスなど、書架が揃っていないとすぐに答えられない部分がございますので、図書館の委託事業者だけではなく、図書館員全てが朝の開館前に、自分の担当している書棚を整理する。また、閉館後も確認をするという作業を始めたところでございます。今後も利用しやすい書架の整理を進めてまいりたいと思います。

○垣内委員 ありがとうございます。

○高森委員 件名6・7のLGBT発言ですが、これは保護者からのご指摘の部分は、前後が欠けていますから、切り取られたような感じがしますけれども、確かにこの発言自体を、取り上げますと、不適切な発言だったのは間違いありません。ただし、もしかしたら、校長の中では、心の中では別のことを言いたかったところ、口に出た言葉がこうなってしまったのかなという気がするのですね。その下の解答欄の部分を見ますと。多分こういう意図

だったのかなと思うのは、制服については全国的に見てもLGBT対応について検討されているようであるが、本校の制服は、詰襟タイプとセーラータイプの2種類を原則としており、今後の変更の予定も今のところないので、学校選択の一つの参考にしてほしいという意図で言いたかったのかなという気がするんです。だから、それが全部抜けてしまってこの表現になったのだらうと思うので、これは確かに配慮に欠けていたという問題があるのですね。

でも、それ以上にもう一つ私が疑問に感じるのは、学校を選択する際の一つの参考にしてもらいたいという言葉、これは私は要らないのではないかと思うのです。学校側がこういう事を言うべきではいけないと思うんです。やはり中学校選択制ですので、学校としては、制服だとか通学距離ではなくて、個々の学校の特色ある教育の内容だとか、あるいは課外活動を比較して選択してほしいということは言っていると思いますけど、学校を選択する際の一つの参考に制服を取り上げるということ自体が恥ずかしいと思うんですよね。子供たちは制服のデザインなどは敏感に意識しておりまして、それも選択の一つの基準に入っていると思いますので、あえてこれを学校で言うことはないと思うので、これは止めてもらいたいなと思います。

○浦井委員 私もちよっと意見に近いのかもしれないですけども5ページ目の、さっきお話にでてきた黙食なんですけれども、私の娘も小学校に通っていますけれども、手低学年のお子さんはもうマスクをするのが当たり前になっているので、マスクを外すことのほうに抵抗感があったり、恥ずかしいと思ったりするというのを耳にします。高学年になると、社会の状況もニュース等でちゃんとつかみ取ってはいるんですけど、今度、周りへの配慮で、どう言われるか分からないとか、うつしたらどうしようとかという配慮で、今度は取りたがらないお子さんが出てきます。そうすると、やっぱりマスクを取ることを強要するわけにもいきませんし、黙食も含め、やっぱり固く守ろうとするお子さんいらっしゃるなか、そういうところへの判断とか指導をものすごくご苦労なさっていらっしゃると思います。できたら子供たちが傷つくことのないよう、長く見通しをとって、例えば寒いうちはいろいろな病気が流行るからマスクをしているけれども、温かくなってきて、状況もよくなったら徐々に外していくよみたいな、段階的な、少しスパンの大きいやり方で流れに乗れるようにしてあげていただけたらなと、個人的には思いました。ただの意見ですけども、そういうふうに感じたところです。

もう一つ、6ページ目のタブレットの活用についてで、それぞれの学校が現在活用しているということや、さっき伺ったんですけども、タブレットの持ち帰りがものすごく辛いという話をよく聞いています。今はランドセルもタブレットが入れられるものも出ていたりするんですけども、やっぱりまだ体の小さいお子さんたちはもちろん、高学年でも、タブレットを毎日持ち帰るとか、そういう状況にするのはすごく負担があるんじゃないかと思います。活用は大事だけれども、実際に家で使わせる必要があるのか。学校だけのツールとして活用してもいいんじゃないかとか、そういうところを重いという意

見も尊重して考えていく必要があると思います。多分もうある程度やっていらっしゃると思うんですけども、今そういうところのご配慮はどのようになっていらっしゃるのかを、ちょっと伺わせていただけたらと思います。

○指導課長 ちょっと時期は忘れたんですが、ある時期に、そのタブレットがやっぱり重い、特に低学年、というお問合せをいただいた時期がございまして、それでその学校にいろいろやったところ、直ぐに対応して、特に金曜日に持ち帰る物が多い、学童さんとかも含めて、逆に月曜日に持って行くものが多いので、本来はタブレットも金曜日に持ち帰って月曜日に持って来ていただきたいんですが、そういうのに配慮して、いわゆる違う曜日に、火曜日に持ってくるようにして木曜日に持って帰るとか、そういうような形で、ちょっと曜日をずらして軽くするような対応を学校でしていただいたり、やはりやる課題がないときには持ち帰るんじゃなく、そのまま学校に保管するというような形を取るような、柔軟に対応するようにお願いしているところです。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のウについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、資料について、ご説明や補足の説明などはありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いします。

(傍聴人退室)

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは協議事項1、協議事項、(1) 庶務課ア、教育施設の大規模改修について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

1、目的でございます。教育施設の長寿命化を図り、安全で良好な教育環境を整備する。また、省エネルギー型の給排水設備、空調設備、電気設備への更新を行うことにより、環

境負荷の少ない教育施設に転換する。さらにバリアフリー化を進め、様々な人に配慮した施設とすることを目的としてございます。

2、対象施設でございます。この度、東泉小学校・東泉こどもクラブを対象施設としてございます。所在地、建築年、建物等につきましては記載のとおりでございます。

3、令和5年度予算額（案）でございます。令和5年から6年度の債務負担行為限度としまして、東泉小学校で2,347万9,000円。東泉こどもクラブで55万8,000円でございます。こちらのほうは、実施設計で行われる設計費用となっております。

4、今後の予定でございます。令和5年第1回区議会定例会、区民文教委員会に報告いたします。令和5年度から6年度にかけて、東泉小学校の実施設計を行います。

説明は以上になります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアにつきましては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

（2）学務課 イ

○佐藤教育長 次に、学務課のイについて、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、令和5年度区立小中学校給食食材の支援についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、経緯です。長引くコロナ禍やウクライナ情勢等を要因に、物価の上昇は依然継続しております。区では、学校給食について令和4年11月より米の調達を支援し、さらに令和5年1月より当面の間、緊急支援として食材調達を全面的に支援しているところです。しかしながら、いまだ多品目で仕入価格の上昇が続いており、今後の先行きも不透明な状況であることから、令和5年度についても支援を継続してまいります。

項番2、支援内容です。令和5年度も引き続き、区立小中学校給食食材の調達を区が全面的に支援して、保護者負担はなしとします。米については現在の支援方法を継続し、区が購入、各小中学校に配付します。その他食材については、相当分の費用を各校に補助します。なお、本年度同様、購入する米は宮城県大崎市産とし、食材の支援とともに、食育の推進、及び姉妹都市とのさらなる交流の深化に資するものとします。

項番3、予算額（案）です。歳出は5億9,310万5,000円となっており、内訳は記載のとおりです。

項番4、今後の予定です。政策会議に諮った後、第1回区議会定例会に報告をしてまいります。その後、令和5年4月以降、支援を継続してまいります。

説明は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 放課後対策担当 ウ

○佐藤教育長 次に、放課後対策担当のウについて、放課後対策担当、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 協議事項のウ、放課後子供教室の新規実施及び令和6年度放課後対策事業の運営事業者選定について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番1、放課後子供教室の新規実施です。既にご報告しております台東区こどもクラブ待機児童対策緊急3か年プランにおいても対象になった東泉小学校、黒門小学校、松葉小学校の3項において、令和6年4月から、放課後子供教室を実施してまいります。

(3) 運営事業者について、東泉小学校と松葉小学校は、既に校内で実施しているこどもクラブと連携した事業運営を行うため、こどもクラブの運営業者に委託し、黒門小学校については、公募型プロポーザル方式により事業者を選定してまいります。

項番2、運営事業者選定です。下の表に記載の事業について、公募型プロポーザル方式により、運営事業者を選定してまいります。なお、そのうち、金竜小学校放課後子供教室と金竜こどもクラブについては、連携した事業運営を行うため、両事業を同時に受託できる事業者といたします。

項番3、今後のスケジュールです。2月7日の政策会議において審議後、第1回区議会定例会での報告の後、公募開始となります。以降、資料記載のとおりに進めてまいります。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のウにつきましては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(4) 教育改革担当 エ

○佐藤教育長 次に、教育改革担当のエについて、教育改革担当課長、説明をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、学びのキャンパス台東アクションプランについて、ご説明いたします。資料4の方をご覧ください。

本件につきましては、令和4年11月1日の教育委員会定例会にて計画の中間まとめをご報告させていただきました。そして、令和4年第4回区議会定例会の区民文教委員会の報告後にパブリックコメントを実施し、計画の最終案を作成いたしましたので、ご報告するものでございます。

項番1、パブリックコメント実施結果でございます。恐れ入りますが、別紙1の方をご覧ください。意見の受付期間と受付場所は資料に記載のとおりです。この度、7人の方から、38件のご意見をいただきまして、それぞれのご意見に対しての区の考え方を記載しております。本日は主なものをご紹介します。

まず、1ページ目の項番1は、計画の第1部に分類されるもので、目次ではない手法で全体のポイントをまとめてほしいという内容です。

次に、項番2以降は、計画の第2部、取組事業に関するものです。項番2、それから2ページ目の項番3と4は本計画の施策の方向1、人権教育の推進に関する内容です。

次に、3ページ目、項番5から項番7は、施策の方向1、規範意識や思いやりの心の育成に関する内容。

また、4ページ目の項番9から項番11は、施策の方向3、体力向上・給食の充実・健康教育に対する内容でございます。

次に、5ページ目、項番13から6ページ目の項番18が、施策の方向5、こころざし教育の推進に関する内容です。

次に、9ページ目をご覧ください。項番26から10ページ目の項番28は、施策の方向9、健康課題に対する取組と、個人の性的指向や性自認に対する正しい理解に関する内容です。

次に、11ページ目、項番32から12ページ目の項番35は、施策の方向13、学校園と地域・家庭との連携に関する内容です。

最後に14ページ目、項番37は、計画のだい3部、推進体制に関するご意見でございました。

ただいまご紹介いたしました以外のご意見につきましては、後ほど別紙1をご覧くださいたく存じます。

なお、パブリックコメントによる中間のまとめからの修正はございませんでした。

恐れ入りますが、資料4の1ページ目にお戻りください。項番2の中間のまとめからの主な変更についてでございます。資料の表のページ番号は、計画本体のページ番号を記載しております。

まず、計画本体の9ページのSDGsのロゴと、17のアイコンを追加しております。

次に、12ページから16ページにまたがって掲載している、第1部概要のうち、アクション

ンプランの体系別取組一覧でございますが、取組事業のうち、主掲載として位置付ける施策と、再掲で位置付ける施策を整理いたしました。これまでのアクションプランでは、複数の施策にまたがって取組事業を位置付ける際に、一番初めに登場する施策を主掲載に位置付けておりましたが、よりふさわしい施策を主掲載として位置付け、それぞれの取組事業の方向性をこれまでよりも明確にお示ししたところでございます。

次に、23ページ以降の第2部取組事業では、施策ごとにSDGsのアイコンを追加しました。また、それぞれの取組事業ごとに、計画目標のボックスを追加しております。

次に、新取組事業として追加したものをまとめてご紹介いたします。表の中段、41ページ施策能方向3の(1)-①、「中学校運動部活動の地域移行」。その下の93ページ、施策の方向11の(1)-②「学校教育の情報化推進における教員育成」。それから表が一つ下に飛びまして102ページ、施策の方向12の(1)-⑧「こどもクラブ整備助成」。以上3つの取組事業を本計画に追加しております。

また、表の一つ上にもどりまして、98ページ、施策の方向11の(3)-①でございますが、こちらは中間のまとめでは「外部人材の活用による働き方改革の推進」と「中学校における部活動改革の推進」の二つの取組み事業を掲載しておりましたが、教員の働き方改革の推進を本計画に明確に位置付けるために、二つの取組事業を統合し、取組名を「教員の働き方改革の推進」に変更いたしました。

最後に、表の一番下になりますが、131ページ以降に資料編を追加しております。

恐れ入りますが、資料2ページ目をご覧ください。裏面の方をご覧ください。項番3、学びのキャンパス台東アクションプラン（案）でございます。ただいまご説明いたしました変更点を反映させ、別紙2のとおり、計画の最終案としてまとめております。こちらは後ほどご覧いただきたく、詳しくご覧いただきたく存じます。

項番4、今後の予定でございます。本年の第1回区議会定例会の区民文教委員会に計画の最終案を報告いたします。その後、3月下旬に本計画を発行し、広報たいとうや、区公式ホームページなどへの掲載により、周知を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はありますでしょうか。

○高森委員 中間まとめからの主な変更点について、4点ほど指摘してみたいと思うのですが、まずは、ノンブルはないのですが、巻頭の「策定にあたって」は全部新規追加になっているんですね。この中の文言が、ちょっとどうなのかなというところがありまして4段落目の、「台東区学校教育ビジョンの指摘している予測困難な時代とは、まさに今である」という文章ですね。これ、予測困難な時代というのを指摘しているのは、台東区教育ビジョンの中にもありますけど、中教審の答申の言葉ではなかったかなという気がするんですね。そちらを上げたほうがいいような気もするんですね。台東区学校教育ビジョンが指摘しているのではなくて、もう文科省として予測困難な時代というキーワードを

使っていたと思うので。ここは少し適切な表現がいいのかなという気がいたします。「予測困難な時代とはまさに今である」という表現が、このコロナ禍がまさに予測困難な時代というイメージを与えるんですけど、もっと予測困難な時代や社会を想定していかないといけないかと思うんですね。ですので、特に不安定で不確実で複雑・曖昧な今の時代ですから、コロナ以外にも様々な予測不能な事柄がこれから起きてくるだろうということを見越した上でのビジョンにしなければいけないので、「まさに今である」という表現も要らないのかなと思うんですね。

例えば「中教審が指摘している予測困難な時代を迎え、不安定な社会情勢になってもたくましく生きていく」云々にしたほうが、スマートかなという気はするんですけども、表現としてちょっとまたご検討いただきたいというのが、第1点です。

それから2つ目が、41ページの星印がついている3の(1)-11。この部活動の地域移行の部分で「休日における中学校運動部活動を地域移行するため、運動活動の場を整備し、持続可能な」云々という表現ですが、この地域移行に関して区の教育委員会として行うのは、運動活動の場の整備だけに限定されるものなのか、あるいは指導員の配置だとか、そういったことはここでは盛り込まなくていいのか、それは後ほどスポーツ振興のほうの116ページの事業の14のところで専門指導員の話が出てくるので、その辺りのことは個々には盛り込まないで、スポーツ振興のほうでそれについては触れるからここでは入れないのか、ちょっとその辺りを伺いたいんですね。これは場の提供だけ、整備だけで考えていらっしゃるのかどうかということですね。計画目標が地域移行となっているので、どうなのかな。人はなくて箱ものだけのことなのかどうかということですね。

それから93ページの11の(1)2-②、星印が付いている部分ですが、これについては、もう一步踏み込んだことが言えないのかなという気がするんですけど、これは学校教育の情報化推進に置ける教員育成となっているんです。「教員育成」になっているんですけど、中身を見ると、リーダーとなる教員の育成なんですね。「リーダーの育成」になっているんですよ。教員全体に及んでいないんですよ。表現としては教員育成だから、私は全教員がこのICTを活用した教育力を向上させる、指導力を向上させるというふうに取りたいんですけど、内容自体は非常に狭い「リーダー育成」になっているんですね。もしタイトルを付けるのであれば、もうちょっと広げて、リーダーを育成するとともに、全教員の資質向上を図るというような表現にしたほうがいいのかなという気もちょっとするんです。このあたり、どういう意図でこの「教員育成」という言葉を使っているかということをご確認したいのと。

それと、次、98ページです。98ページの11-(3)働き方改革の推進の囲みの中の、計画目標に上がっている、「スクール・サポート・スタッフ」「クラス・サポート・スタッフ」「副校長補佐」「部活動指導員」という、それぞれの用語の具体的な説明が欲しいかなと、この人たちが何をやるのかがどこにも書いていないんですよ。欄外でもフットノートでもいいので、そういった注記を入れたほうがいいのかなという気もするんですね。突拍

子もなくこの言葉が出てくるので。私が見落としているかもしれませんが、官見の限りちよっと見当たらなかったもので。

一方、その99ページの一番上の11の(3)-③には、「教育活動アシスタント」の説明がその文言の中に入っているんですね。「ボランティア指導者を小中学校に配置し、事業の補助や個別指導、具体的な学びの機会を充実させ」云々云々という、この教育活動アシスタントがどういうことをするかということが書いてあるので、同じようにこちらの計画目標に上げたスクールサポートスタッフ等も、どこかに書いてあるといいかなという気がしたので、その辺りをちよっと確認させてください。以上4点です。

○教育改革担当課長 一番初めの、高森委員の話ですと、前段、最初のところの文言については、ちよっと整理をさせていただいて、今ご指摘のあったところを改訂をしていきたいと思います。

2つ目のスポーツ振興計画のところについては、スポーツ振興計画と連動していることなので、ここは、答申に向けての調整をさせていただいて、また文言のほうを考えていきたいと思います。

それから3つ目の教員育成のところですが、ICTリーダー育成を通して、全校に広げていくという部分です。それと今回、情報セキュリティ研修を、管理職向けと教員のリーダー向けと実施します。これは毎年、情報セキュリティの部分と、昨年度策定させていただいた教育情報化推進計画と連動しているものなので、そういった位置づけで、教員育成という形でまとめて、このところの文言を設定させていただいています。ちよっとそうすると全体という部分と少しずれが生じていますので、ここはまた検討させていただいて、また修正をしていきたいと思っています。

それから、最後の働き方改革の欄についても、文言が確かに最初に見たときに分からないので、そこは説明を加える形で修正していこうと。備考の部分でこの仕事はこういうものですよというのを載せれば、より分かりやすいと思いますので、そういった形に修正していただくように考えます。以上です。

○高森委員 お願いします。私からは以上です。

○垣内委員 非常に大部な資料をきちんとまとめられて、大変だったんだろうなと思うんですけども、特に修正してほしいとかいうことではなくて、データを見ていると、いろいろなことを思うものですから、ちよっと質問させてください。

例えば52ページのところで、この指標が全国学力学習状況調査なんですけれども、将来の夢とか目標を持っているに当てはまると解答した児童・生徒、小学校では6割くらいいるんですけど、中学校になると4割になっているとかですね。普通にいろいろ指導して少しずつ増やしていこうというお考えなのかもしれませんが、何かそこには要因があるんじゃないかなというところがあって、そういうところも少し分析されてはどうかというふうに思いました。

あと、59ページのところで、指標の中に美術館・博物館に行くという指標があって、小

学校では3人に1人くらい行っているんですけど、中学校になると8%。全国的な調査でいうと、大体4人に1人か3人に1人くらいは行くんですね。別にコロナだからとかということではないですよ。いつの調査か分かりませんが、激減しているんですよ。このあたり、美術館・博物館に行ったからって、成績が良くなるとか、体力がつくとかそういうことはないんですけど、一般的によく行く子供たちのほうが、学力は高いというようなことはエビデンスとして出ています。要するに行ったからどうなるということではないんですけど、訪問率が低いということについて、状況を確認させていただくといいかないかと思いました。

91ページのところなんですけど、これは教員の方ですかね。オンラインでの参加で専門性を高める研修会に参加しているかという問いについても、小学校に比べて、中学校が非常に少ないですね。多分クラブ活動とかで忙しくてそれどころじゃないのかもしれないんですけど、こうしたあたりをどう改善していくのかって、結構重要な課題かなと思いました。

107ページのところも興味深いところでして、学校側が保護者の方が学校の美化とか見守りとか行委の運営などに参加していると思う学校が多い一方で、じゃあそれ、学校の教育水準の向上に効果があったかというところ、中学校はほぼないという結果ですよ。この指標をどう読むか。この指標自体の選択は何らかの理由があって選択されたと思うんですけど、こういうデータを少し分析して行って、どこに何か支障があるか。増やしていきたいわけでしたら、そういう分析もされたほうがいいんじゃないかなと思いました。

実は、14ページも同じでして、これ、小学校と中学校がそれぞれ、連携しているのかという話ですよ。小学校はあまり連携せず、中学校はどちらかというところ小学校と連携していると思っっているという。何というんですかね、認識の差があるんですかね。それとも、小学校の場合はもっと下の保育園とかとの連携がないということなんですかね。中学校側は小学校と連携していると思っっていて、でも小学校側はあまり中学校とも、それから保育というか就学前とも連携していないと考えているということなんですかね。

せっかく出したデータなので、これ自体は全然問題ないというところ、大事なことだと思うんですけど、少し分析をされて、どこに何が障害があるのかというところも、実際の施策の実施にあたっては必要なんじゃないかなと思いました。すごく興味深いデータだと思ったので、申し上げました。感想です。

○教育改革担当課長 今それぞれご意見をいただいたところで、要はこの施策そのもので変えられるところもあれば、多少、これ以外の、載っていない取組も踏まえられないところもあります。小中連携については、保幼小中連携なので、小学校が一番、両方やらなきゃいけないという部分でいくと、少し低くなるかなという部分と、あとコロナ禍での現状なので、なかなか連携しにくかったというところがあって、かなり低くなってしまっているかなということとは否定できないかなというふうに、現状で思うところです。ただ、これはあくまでも例なので、この後どういう取組によってこの数値が上がっていくかというところが実は大事なところで、小中学校で特に格差があるところは、今小中学校のちょっとその

両方の施策の多さの部分で差があるという、今自分としてはそう考えているんですけども、それぞれの項目によって、小中学校の差が既にあるところは、支援の仕方が若干違ってくると思うので、そこはその数値が高まるように、施策の取組を含めて検討していかなければいけないかなというところでは考えています。

○神田委員 大変よくまとめられ、見やすくて素晴らしいと思います。これまで大変な作業だったことと思います。SDGsのアイコンを付けたということも新規事業のところには書いてありますが、入れた趣旨をもう少し説明していただきたいです。また、アイコンが1から17までありますが、これがどのようにバランスよく取り組むか、その辺りはどうお考えなのか伺いたいです。

あと、パブリックコメントからころごし教育に関する様々な反応が感じられました。いろいろ思いがあるのでしょうけれど、台東区独自の道徳の副読本を作ったり、力を入れておりますので、そのあたり、どうお考えでしょうか。

○教育改革担当課長 まず、SDGsについては、教育委員会だけではなくて、台東区全体で活用を進めて、取り入れていくようにということになっています。あとは、その文部科学省を含めて、SDGsはかなり重視されていることなんで、そこは去年の教育情報化推進計画にもSDGsや何かも入れましたので、その意味も、教育的な要素も大切であるということで、入れさせていただいたところがまず一つ。それから、特にアクションプランの場合、さらに広範囲に渡っているので、計画としてはいろいろなところでアイコンが種類別に入れられている特徴があります。でも、ほかの行政計画でも、他の行政計画は割と冒頭に全部を載せていて、細かくその各項目というところではアイコンは載っていないんですけど、割とアクションプランの場合は、特化して3番4番とか、結構それぞれ振れますので、それでこのSDGsの内容のこの部分について、重点的にやりますよという項目で、それぞれ付けているという形になります。

そして最後のころごし教育なんですけれども台東区のすごく良い取組だと思っていて、どちらかというところ、この意見は、過去のこととか、強制的に受けられているイメージで、全然そんなことはないと思っていて、要はこれから先をどうするか。その目的をもって、過去や文化遺産とかそれを習っていることもあります。それをどう生かして自分がこれから生きていくかというところの方針なので、そこをやっていますよという解答にしていますので、引き続きそういう誤解がないように働きかけていきたいなと思います。

○浦井委員 先生方がおっしゃっていらっしゃったとおり、すごく細かくまとめられて見やすくしてくださっていると思います。ただ、59ページのこちらの冊子のほうで、江戸で培った歴史や伝統を受け継ぐ文化、こちらですと、台東には江戸で培った豊かな文化や歴史、伝統などがありますということ書いてあるんですけども、これがどうして江戸なのかということが分からないというパブリックコメントが出ています。

それを受けて、私も多分、これだけだと、何で江戸で台東区なのかというのが分かりにくいのかもしれないなと思っていて、もし変えられるなら、台東区は江戸という都市を基

盤として出来上がった区のうちの一つだということですか、それでその台東区が江戸で培った豊かな文化や歴史・伝統等がさまざまな形で残っている地域なのだという形で、少し台東区の成り立ちを含めた説明を加えて、要は江戸より前は台東区と地域はちょっと言葉が選べないですけど、寒村という感じでしたので、台東区は江戸から始まっていると言えるのだということをごどこかに入れていただくと、なぜ江戸に立ち返るかというのが分かりやすくいいのかなと。そういうふうに思いました、

あともう一つは、パブリックコメントのほうです。これ、解答をどのように出されるかにもよると思うんですけども、パブリックコメントの13ページのところの、35番のご意見ですが、これは私の読み取りが間違っていなければ、この方はお子さんができてからの親の教育ではなく、それ以前に、子供がいよいよが夫夫婦としての教育をするべきであるというようなことをおっしゃっているような気がします。そうであれば、少しこのご解答が子供ができた上での夫婦のほうに寄ってしまっているの、ちょっとずれるかなと思いました。すみません、私の読み違いだったら申し訳ないのですが、いわゆる婚姻時の家庭教育というのは、子供ができるかできないかはさておき、やってほしいのだというふうに読めたので、ちょっとそれをもう一度、よろしければご検討いただきたいなと思いました。以上です。

○教育改革担当課長 59ページのところなんですけど、施策のところのこの上の部分は、実は学校教育ビジョンのほうの文言そのものなので、ちょっとこのそのものを変えるというのは少し難しいんですが、補足で説明することはできる、そこはまた事務局のほうで検討させていただければというふうに思います。学校教育ビジョンの文言なので、ここはそんなにやはり、今回修正できないので、ちょっとそこは。ただ、そうはいても、こちらのほうで少し取り違えもパブリックコメントの中でありましたので、そこは検討をしていかなければいけないかなというふうに。少しまた考えさせてください。

それから、35のところはなかなか難しく、学校教育から、そうすると離れてしまう部分になってしまうので、ここのところ、認識は精査しますが、35については、かなり幅が、書きぶりも含めて少し答えにくいところで、一応そのうちの中の教育委員会の中で答えられる内容では考えているところです。したがって、多分ご指摘いただいたとおり、その部分で夫婦のところとかがってなってしまうと、少し難しくなってしまうところもあるので、うちのところでできるところで、また考えていきたいというふうに思います。

○浦井委員 ありがとうございます。

○高森委員 先ほどの、神田委員からこころざし教育に対するご意見がたくさん寄せられているというご指摘でしたが、これは、垣内委員が以前おっしゃっていたんですけども、気になるキーワードが一つあるんですね。それは、「社会への貢献」という言葉なんですね。これについて、いろいろなご意見をいただいていると思うんですけど、「貢献」という言葉を使ってしまうからそういう誤解も生むんですけど、例えばパブリックコメント6ページの一番上の段のほうですか。項番16、「子供たちが将来の夢や理想を抱いて主体的に

社会に貢献しようとするところざしとあるが、社会への貢献を強調する必要はない。自分の人生よりも社会への貢献を優先させるような、滅私奉公的な教育はあってはならない」というご意見ですけど、ではこの方がおっしゃるのは、社会への貢献よりも自分の人生を優先するののかということなんですよ、逆説的に言えばですね。この人は人間は自分一人で生きていかなければいけないという立場で、一人で生き抜いていくつもりでいるのかもしれないですけど、決してそんなことはありえなくて、人間というのは、やっぱり存在そのものが自然界から、あるいは社会から様々な恩恵をいただいて生きているんだという視点が欠けてしまっているような気がします。貴重なご意見を否定するのは申し訳ないですけども。ですので、「貢献」という言葉がもし障るのであれば、そのような「いただいた恩恵に対しての恩返し」とか、「恩に報いる」とか、「いただいた恩を還元していく」というふうに表現すれば、まだ少しは柔らかいのかなと。社会に貢献するというと、やっぱり戦争が起きたら国家を守るために命がけで戦わなきゃいけないとか、そういった印象をやはり与えかねない言葉なんで、そういった印象を与えないような表記に今後変えていく必要もあるのかなという気はします。ただしこれはアクションプラン全体に関わる問題ですから、ちょっといじられませんが、また何か機会があれば、そんなことも少し考えていただいたらどうかなという気がいたしますね。

垣内先生、いかがでしょうか。

○垣内委員 社会貢献、時代によってその意味合いが、含意が変わってきていて、今は自助・共助・公助・とかいって、やっぱりおっしゃったように、社会全体で動かしていくという、自分だけじゃないという、自分の利用価値だけを求めるんじゃないところでは、多分言われているところで、つまり自分のために、今までは自らの利益・便益を最大化するために動いていると思われて、合理的な存在だと思われていたんだけど、じつはそうではなくて、他の人が幸せになるんだったら、ちょっとこう、引こうとか、そういうような方向に考え方も変わってきているようなので、特に今ここで変えるという理由もないかなという気はします。

ただ、説明の仕方として、2択でどっちかということではないというところは、ちょっと分かりやすく説明をしておくといいのかもしれないです。自分が属している社会全体に自分も貢献しているという、それは当然のことなので、というストーリーが描けるように、優秀な事務局にお任せしたいと思います。文言を考えていただければいいんじゃないかなという気がいたします。

○教育改革担当課長 貢献というのは、全部尽くすという意味ではなくて、できることをやりましょうだと思っんです。基本は、絶対その身を捧げるとかという。

○高森委員 滅私奉公と書いてありますからね。

○教育改革担当課長 そういうことでは、当然ないわけで、その教育で。貢献という言葉は当然、使うわけですから、そこはやっぱり説明をきちんとしないといけない部分があるんですけど、だから、人のためにすることって、道德だって、学校教育ではすごく大事に

していることなので、そういった意味でも、このころざし教育だと私は思いますので、そういった、そういう質問が来たときには、こういうパブリックコメントだけじゃなくて、いろいろなところで、アクションの施策等を含めていったときに、教育委員会としてこの志教育をどう考えていくかというのを丁寧に説明するということが大事だと思いますので。

○垣内委員 ここをちょっと丁寧に説明していただければ。

○教育改革担当課長 ここはちょっと捕捉とかそういうことしかできないので。

○佐藤教育長 パブリックコメントを読んで、そういうふうに思えない解答があるから。

○教育改革担当課長 パブリックコメントを少し修正したいというふうには思います。

○高森委員 そうか、ここに公開されてしまいますね。

○教育改革担当課長 公開されますので、もう少し貢献のところは丁寧に説明できればと思います。

○佐藤教育長 じゃあそれは、これでよろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育改革担当のEについては、協議どおり決定いたしたいと思っています。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(5) 生涯学習課 オ

○佐藤教育長 次に、生涯学習課のオについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習課のオ、台東区生涯学習推進計画について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

こちら、11月の教育委員会で中間のまとめをご報告し、その後、パブリックコメントを実施させていただいて最終案がまとまりましたので、ご報告させていただくものになります。

まず、項番1、パブリックコメントの実施結果についてでございます。恐れ入りますが、別紙1をご覧ください。

パブリックコメントについては、記載の期間に実施し、5人の方から11件の意見をいただきました。主なものをご紹介します。

項番1でございます。団体の会員が高齢化し、減少している。インターネットなどを使って宣伝できるよう支援してほしいという意見がございました。

次のページをご覧ください。項番4でございます。こちら、教育委員会の青少年育成事業に協力している。子供が研修会で学んでも、それを生かしたり披露する場がないと地域リーダーが育成されにくい。研修生がいろいろな体験を通じて話し合える場や体験できる場所があるとよいという意見がございました。

項番5につきましては、文化祭に参加しているが、実際に発表の場が少ない、もっと発

表できる場所があるといいという意見がございました。

次の3ページをご覧ください。項番6では、子育てなどで忙しいと、カルチャースクールなどにも通えない。時間がない人も学習できる機械を設けてほしいという意見がございました。

続きまして、項番9でございます。講座の申込の際に、住所・氏名・年齢・職業の記入を求められるが、個人情報の記入は必要最小限にしてほしいといったご意見をいただきました。

主な意見につきましては以上でございます。

それぞれ、資料の表中の右側の欄に区のお考え方を記載してございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

今回のご意見につきましては、いずれも運営方法により対応していくものであることから、パブシクコメントでの計画の変更はございません。

恐れ入りますが、資料5にお戻りください、項番2になります。その他、意見聴取いたしまして、区議会で頂戴したご意見を記載させていただいております。

リカレント教育について言及していることについて評価すること。リスクリングについても区内の中小企業の方に情報提供することについて要望する旨のご意見もいただきました。

リスクリングについての講座の情報の等につきましては、今後適宜周知等に努めていきたいと考えております。

次に、項番3、中間のまとめからの主な変更点についてでございます。主なものをご紹介いたします。

表の項番1、計画の目的・位置づけ等でございますが、今回、「生涯学習推進計画」と「スポーツ振興基本計画」の関連する二つの計画をより分かりやすい形で整理するために合本にて発行いたします。そのため、計画目的、位置づけ等に関する記載を整理させていただきます。

表の項番4、事業番号35スポーツの祭典につきましては、事業内容がより明確になるよう、アスリートを招聘し、様々な種目の体験会を実施する旨の記載を追記いたしております。

項番5、事業番号61。障害者アーツの推進につきましては、障害者の文化・芸術活動への「参画の支援」や「理解促進」を行っていく旨を追記させていただきました。

次のページをご覧ください。表の項番9、事業番号81。台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場の改修工事につきましては、施設整備を回収により実施することから、事業名と概要の記載を修正させていただきました。

計画の主な変更点につきましては以上でございます。

項番4、計画の最終案につきましては、以上部分も含めて修正した上で、別紙2に添付してございます。後ほどご確認いただきたいと思います。

また、先ほどお話ししましたとおり、スポーツ振興基本計画と合本にて発行させていただきますので、後ほどスポーツ振興基本計画も報告させていただきますが、その最終案といたしましても本資料をご確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

項番5、今後の予定につきましては、第1回定例会に報告した後、3月に本計画を発行する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(5) 生涯学習課 カ

(6) スポーツ振興課 ケ

○佐藤教育長 次に、生涯学習課の力を議題といたします。なお、関連するスポーツ振興課のケについても一括して議題といたします。

それでは、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習センター地下機械式駐車場設備更新工事についてご説明いただきます。資料をご覧ください。

項番1、概要についてでございます。生涯学習センター地下機械式駐車設備の操作盤等につきましては、経年劣化による工事を令和4年度に予定しておりましたが、工事部品の納入遅れに伴い、令和4年度に工事が実施できなくなったため、工事時期を令和5年度に変更するものでございます。

項番2、理由でございますが、世界的な半導体の供給不足に伴い、部品の納入に大幅な遅れが発生したことによるものでございます。

項番3、工事内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

項番4、繰越明許費補正額でございますが、660万円につきまして、令和5年度に繰越いたします。

項番5、今後の予定につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、協議事項の(6)スポーツ振興課のケ、柳北スポーツセンタープール可動屋根修繕工事についてご説明いたします。資料9をご覧ください。

項番1、概要でございます。柳北スポーツプラザ4階のプールでございます可動屋根の制御盤等の更新工事を今年度に予定しておりましたが、部品の納入遅れに伴い、工事時期を令和5年度に変更するものでございます。

項番2、理由でございますが、世界的な半導体の供給不足に伴い、部品の納入に大幅な遅れが発生したためでございます。

項番3、工事内容は資料に記載のとおりでございます。

項番4、繰越明許費補正額（案）は291万5,000円で、工事額の変更等はございません。

項番5、今後の予定につきましては、令和5年度第1回区議会定例会に補正予算案を提出いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明、カとケについて、何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のカ、及びスポーツ振興課のケについては協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

（6）スポーツ振興課 キク

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課のキ、及びクについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、審議事項、台東区スポーツ振興基本計画について、ご説明いたします。資料7と、先ほど生涯学習推進計画で使用いたしました、別紙2にてご説明いたしますので、併せてご覧ください。それでは、始めに資料7をご覧ください。

項番1、パブリックコメントの実施結果でございます。別紙をご覧ください。意見の受付期間は令和4年12月16日から令和5年1月6日まで実施いたしました。意見受付件数は11人、23件で、計画の変更が伴う意見はございませんでした。

いただいた主な意見でございますが、まず、基本目標1、生涯スポーツ社会の実現分類される意見では、2ページをご覧ください。項番4、小中学校でも区や地域のいろいろなスポーツイベントへ参加してもらい、スポーツ活動を学校行事としても推進してもらいたい。

また、3ページをご覧ください。項番6です。よい企画でも1人だけでは参加しにくい、大勢で参加できる企画があればよい。外出をしたくない子もいるので、家の中での運動を推進していくのもいいのではないかと。

また、4ページの項番12と、6ページの項番13では、スポーツに関する情報発信に関するもので、より効果的な情報発信が必要とのご意見をいただきました。

次に、基本目標2、スポーツのできる環境の整備に分類される意見では、7ページの項番

19と8ページの項番20と21で、公園内にボールが使えるスポーツコーナーを増設してほしい。

続きまして、9ページをご覧ください。項番22、気軽にスポーツができる施設の設備を最優先に行うべきとのご意見をいただきました。

次に、基本目標3、スポーツにより支え合う社会の実現、障害者スポーツの推進に分類される意見では、10ページをご覧ください。項番23になります。ちょっと長いんですけども、障害者スポーツへの関心の割合や、障害者の週1回以上のスポーツ実施率が、前回調査より下がっている。区内のスポーツイベントに障害者向けのサービス等を用意し、障害者がもっと気軽に参加できる配慮も必要、とのご意見をいたしました。

パブリックコメントでいただいた主な意見への回答につきましては、資料に記載のとおりです。

資料7にお戻りください。

項番2、中間のまとめからの主な変更点でございます。まず1点めですが、生涯学習推進計画と合本にて発行するため、計画の目的等に関する事項を生涯学習推進計画と併せた形で記載いたしました。

2点目、課題の整理に対する取組を追記いたしました。

3点目、運動部活動改革を推進していくため、新規事業として、中学校運動部活動の地域移行を事業ナンバー15として追加いたしました。

次に、正しいラジオ体操の普及・促進として掲載しております、事業ナンバー34、夏季ラジオ体操会地区大会の開催、こちらと、事業ナンバー35、ラジオ体操会の開催支援、こちらを、高齢者が健康に暮らせるスポーツ施策の充実における取組として再掲しました。

6点目は、予算事業名と統一するため、事業ナンバー87の名称を魅力ある公園づくりに修正いたしております。

7点目は各基本目標に、東京2020オリンピック・パラリンピック大会のスポーツレガシーの視点を加えた取組みを追加いたしました。

項番3、計画の最終案につきましては、先ほどの別紙2をご覧くださいと存じます。

項番4、今後の予定ですが、第1回区議会定例会にて、最終案を報告した後、3月に計画を策定し、周知してまいります。

ご説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場の大規模改修工事について、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場は、施設の老朽化、及び機能低下に伴い、令和元年度に大規模改修の方針が決定し、令和2年度に基本計画を策定いたしました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響で工事時期が未定になっていましたが、令和5年度から、工事に向けて取り組んで参ります。

それでは、項番1、主な工事内容でございます。(1)老朽化への対応では、フィールド

の舗装改修や人工芝張替。また、電気・空調・給排水の設備を更新いたします。

(2) 機能の向上では、観覧席の屋根、フィールドの夜間照明、ランニング支援室やエレベーターを新設いたします。

項番2、予算額(案)でございます。令和5年度は、東京都への建築確認申請に向けた敷地面積計測業務で605万4,000円。実施設計業務として、令和6年度債務負担行為額9,830万7,000円を計上しております。

項番3、今後の予定でございます。令和5年第1回区議会定例会にて報告後、令和5、6年度に実施設計、及び建築確認申請、そして、令和7年、8年度に大規模改修工事を実施してまいります。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まずはスポーツ振興課のキ、スポーツ振興基本計画について、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 基本計画自体はよくできていると思うんですけど、一つ質問なんですけど、運動部、部活動改革の推進のため、中学校の運動部活動の地域移行という事業が入っているかと思うんですけど、この部活動って、運動だけじゃなくて、文化系もあったかと思うんですね。あれはどこに入るんでしょうか。

○スポーツ振興課長 ご意見をいただきました文化系の部活動につきましては、今、スポーツ振興計画ということで、まず、スポーツのほうを第1弾として取り組んでまいりまして、その後、文化系のほうについても手を入れていくということで、こちらのスポーツ振興計画の中には、文化系の部活動については、特にうたってはいないんですけども、教育委員会としては、そのような形で取り組んでいく考えでございます。

○垣内委員 じゃあ、どこかの計画に入るといえることですか。この計画には入らない。

○スポーツ振興課長 現状では、運動部に限定してこちらの基本計画に入っていますけれども、子供たちの教育環境という面でいいますと、アクションプランとかに含めた形で表記するのが望ましいのかなというところなんですけれども。まだちょっと文化系の部活動につきましては、まだ議論の最中ですので、ちょっとまだ計画に落とされていないというのがございます。

○垣内委員 了解しました。ぜひどこかにきちんと位置付けていただければと思います。

○高森委員 言われてみれば確かに文化系はなかったなというのに気づきましたが、先ほどの生涯学習推進のほうのところでも質問いたしましたことに関連して、116ページ、別紙2の116ページの事業ナンバー14・15の関連について、今垣内委員からのご指摘があった中学校の運動部の活動の地域移行というのと、専門指導員の活用というのが、先ほどの生涯学習推進のほうにはなかったようですが、これについて、ご説明いただけますか。どういう関連があるか。

○スポーツ振興課長 事業ナンバー14につきましては、既存の、今実際に学校単位で部活

動を行っております。こちらのほうに、要するに、専門的知識を有した技術指導という形で、ピンポイントで入っていただいているような事業になってございます。

事業ナンバー15のほうの運動活動の場の整備につきましては、こちらは「場」という言葉を使って入るんですけども、子供たちが運動活動ができる環境を整備するというところで、場所の提供もそうですし、指導者も確保していくということで、準備や全てを含めた形の、純粹に中学校の部活動が、地域に行ってここで活動して指導者もいてというような環境を目指すのが15番の事業となっております。

○高森委員 そうなんですね。分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 見て誤解を受けるような表現だったら、表現が分かりやすすくないと思ったほうが。私が言うのもなんですが。

○スポーツ振興課長 委員ご指摘のとおり、「場」という言葉を使って、伝わりにくい部分はございますので、分かりやすい表現に改めさせていただきたいと思えます。

○高森委員 承知しました。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のク、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場大規模改修工事について、何かお気づきの点はございますか。

○神田委員 この、2年間、改修工事を行うということですが、その間、この競技場に代わるものを、どのようにお考えでしょうか。

○スポーツ振興課長 当然、この2年間、部分的ではございますが、使えない期間が出てしまうという中で、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場につきましては、小中学校の運動会等で使っていただいている点がございます。その辺ができなくなることがないように、他区の施設を借りたりという形で、何かしらの応援をしていきたいというふうを考えているところでございます。

○神田委員 小中学生はそうのように配慮していただくと大変有り難いと思えます。

台東区は、子供たちだけでなくスポーツをしたいという大人の方も多いのですが、そのあたりはどうなりますか。

○スポーツ振興課長 様々なスポーツ団体で利活用いただいているのが現状でございますので、その方たちについても、何かしら支援できるような形でスポーツ施設の調整をさせていただきまして、運営できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のキ、及びクについては、協議どおり決定したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上でございますが、その他、何か全体を通してございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時53分 閉会